

< 連絡事項 >

1. 障害程度区分認定等事務費に係る国庫補助金交付要綱の改正について

標記事務費は、市町村が行う障害程度区分認定に係る事務に要する費用の2分の1を国が補助するものである。現行、国庫補助金交付要綱上、別表1において、その種目を障害程度区分認定等事務費のみとして記載しているところであるが、今般、予算執行の適正化の観点から、事務内容ごとに事務費の対象経費を再整理するため、国庫補助金交付要綱の所要の改正を行う予定である（現在、省内で協議中のため、さらなる修正等の可能性もあるので、ご留意いただきたい）。各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、周知をお願いしたい。

改 正 後					現 行				
別 紙 障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金交付要綱					別 紙 障害者自立支援給付費等国庫負担（補助）金交付要綱				
1～15（略）					1～15（略）				
別表1					別表1				
区 分	種 目	基 準	額 対 象 経 費	補 助 率	区 分	種 目	基 準	額 対 象 経 費	補 助 率
障害者自立支援給付費負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	障害者自立支援給付費負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
障害程度区分認定等事業費補助金	1 障害程度区分認定調査費	厚生労働大臣が必要と認めた額（ただし、認定調査を委託した場合の認定調査に要する経費は、調査件数に6,800円を乗じて得た額を上限額とする。）	法の規定に基づき、市町村が障害程度区分認定の事務を行うために必要な賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（対象経費に限る）、負担金	1/2	障害程度区分認定等事業費補助金	1 障害程度区分認定等事務費	厚生労働大臣が必要と認めた額（ただし、認定調査を委託した場合の認定調査に要する経費は、調査件数に6,800円を乗じて得た額を上限額とする。）	法の規定に基づき、市町村が障害程度区分認定等の事務を行うために必要な賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料及び検査料）、委託料及び負担金	1/2
	医師意見書記載料	厚生労働大臣が必要と認めた額	需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料及び検査料）						
	市町村審査会運営費	厚生労働大臣が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、負担金						
	2 (略)	(略)	(略)	(略)		2 (略)	(略)	(略)	(略)
別表2～別表4（略）					別表2～別表4（略）				